

**令和6年度（令和6年度募金令和7年度助成）
共同募金（一般募金）地域助成事業公募実施要領**

津久見市共同募金委員会

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 趣 旨 | この事業は、市民から寄せられた共同募金（一般募金）について、その趣旨に沿って、地域福祉を推進するために助成することを目的とします。 |
| 2. 助成対象 団体、事業等 | 共同募金の助成を受けることができる団体や事業は、次のとおりです。 （１）津久見市社会福祉協議会が行う事業（地域福祉活動や各種福祉団体やボランティアグループに対する活動支援など） （２）津久見市に所在する福祉団体やボランティアグループ、自治会（地区社協）等の地域団体、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等が行う市民の福祉向上のための事業 |
| 3. 助成対象と ならない団 体・事業等 | 次に該当する団体や事業は、助成の対象となりません。 （１）国または地方公共団体が経営している事業 （２）団体設立後、1年を経過しない団体等 （３）政治、宗教等の運動の手段として行われている事業 （４）営利を目的としている事業 （５）この助成金以外の財源で実施することが適当と認められる事業 |
| 4. 助成対象と ならない経費 | 次の経費は、助成の対象となりません。 （１）借入金の償還または利息の補てん金 （２）積立金に繰り入れる資金 （３）人件費や食糧費などの経費 |
| 5. 助成金額 （見 込） | （当年度募金実績額等により助成金額が変わることがあります。） （１）津久見市社会福祉協議会が行う事業（地域福祉活動や各種福祉団体やボランティアグループに対する活動支援など） （２）津久見市に所在する福祉団体やボランティアグループ、自治会（地区社協）等の地域団体、社会福祉法人及び特定非営利活動法人等が行う小地域での福祉推進のための活動費及び備品購入費・・・（見込総額）15～25万円程度 ※1団体（事業）に対する助成上限額は、5万円です。ただし、委員会が認めた場合はこの限りではありません。 |
| 6. 助成の申請 | 助成を希望する団体は、次の書類を添えて配分申請をしてください。 （１）助成金交付申請書（様式1-1） （２）申請事業計画書（様式1-2） （３）団体概要書（様式1-3） |
| 7. 募集期間 | 令和6年4月1日（月）から令和6年5月20日（月） |
| 8. 助成決定 | 助成先及び助成額は、津久見市共同募金委員会運営委員会及び審査委員会で決定されます。決定時期は、令和7年3月から4月の予定です。 |
| 9. 助成金の 交付時期 | 令和7年6月末頃 に交付予定です。 |

| | |
|---------------|---|
| 10. 事業の報告 | 事業完了後、必要に応じて事業実績報告書を提出してください。その際、事業内容を記載した資料、写真、領収書のコピー等の提出が必要となります。 |
| 11. 共同募金事業の明記 | 助成を受ける団体は、事業計画、予算・決算及び事業実施時の資料にその事業が共同募金の助成事業であることを明示してください。 |
| 12. 申請内容の変更 | 助成金は、事業内容を指定します。申請後、やむを得ない事情により申請内容を変更するときは、速やかに変更申請書を提出してください。 |
| 13. 助成金の経理 | 助成金の使途経理については、常に内容を明確にしておいてください。 |
| 14. 助成の取消処分等 | 助成を受けたものが、次のいずれかに該当場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。 (1) 配分金を他の用途に使用したとき (2) 申請書に重大な虚偽の記載があるとき (3) その他の不正の行為があると認められたとき (4) 経理状況が極めて不良と認められたとき |
| 15. 申請資格の停止 | 助成取り消しの処分を受けた団体は、取り消された日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、助成申請をすることができなくなります。 |
| 16. 申込み先 | 津久見市共同募金委員会（津久見市社会福祉協議会内） 住所 津久見市中央町760番地133 電話 0972-82-5000 |